

平成 27 年 11 月 19 日

各 位

会 社 名 クレアホールディングス(株)
代表者名 代表取締役社長 黒 田 高 史
(コード番号 1757 東証第 2 部)
問合せ先 取 締 役 岩 崎 智 彦
(Tel. 03-5775-2100)

株式会社ジパングの第三者割当増資引受（持分法適用関連会社化）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社ジパング（以下、「ジパング」といいます。）が募集する第三者割当増資を引き受け、株式の一部（本件増資後議決権所有割合24.0%）を取得し、同社を持分法適用関連会社化することについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式取得の理由

ジパングは、平成 7 年 7 月通信販売業「TV ショッピング」における電子小売業を目的として株式会社プライムとして設立し、平成 12 年 12 月ジャスダック市場に上場しておりました。平成 22 年 1 月には、株式会社ジパングを吸収合併し、連結子会社 6 社を受入れ、商号を株式会社ジパング・ホールディングスへ変更し、平成 22 年 11 月には、株式会社プライムの主たる事業である物販関連事業を簡易吸収分割により事業分離し、平成 23 年 7 月に商号を株式会社ジパングへ変更し、金鉱山事業に特化して事業を営んでおりました。ジパングは、平成 17 年 11 月に、米国ネバダ州にて本邦会社としては唯一の金鉱山専門事業会社を設立し、以降各年 2 トンに迫る金及び銀を、同社の 100%子会社であったフロリダキャニオン鉱山ならびにスタンダード鉱山にて継続して生産してまいりました。その後、平成 22 年 1 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までを期日とする「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間最終日の平成 25 年 3 月 31 日までに、株式会社大阪証券取引所（当時）JASDAQ（スタンダード）が定める新規上場審査基準に準じた基準に適合することが確認できない場合に該当するとして、平成 25 年 4 月 1 日より監理銘柄に指定され、同年 7 月 10 日付で上場廃止決定による整理銘柄への指定がなされ、同年 9 月 10 日付けにて上場廃止となり、その後フェニックス銘柄に指定されました。

しかしながら、同社平成 28 年 3 月期第一四半期連結会計期間において、主にスタンダード鉱山のたな卸資産（リーチパッド上の鉱石）の評価損 4,386 百万円を計上した結果、1,317 百万円の債務超過となりました。これは、同社米国子会社の会計監査人であるプライスウォーターハウスクーパース LLP が、スタンダード鉱山における近時の金生産量の減少傾向を受け当第 1 四半期連結累計期間において、第三者機関におけるリーチパッド上にある既積鉱石中の金含有量のうち回収が見込まれる金量から回収済の金量を差引いた金量に関する技術的な面からの評価を実施し評価されたものであります。

ジパングでは、同社の連結子会社である Jipangu International Inc.の子会社である Florida Canyon Mining, Inc.及び Standard Gold Mining, Inc. において、米国ネバダ州のスタンダード鉱山を含む 2 つの鉱山を保有しておりましたが、平成 27 年 6 月に、アドミラルキャピタル株式会社が運営する ADM-Gold Co., Ltd.との間で、総額 25,000 千 US\$の借入契約を締結し、同時に新株予約権を発行しておりました。同年 9 月、金の市場価格の継続的な下落に伴う新たな開発設備投資の採算性の悪化を鑑み、ADM-Gold Co., Ltd.に対して発行していた新株予約権を、ADM-Gold Co., Ltd.が 100%子会社として設立した Imlay Mining Co., Ltd.に譲渡

した上で行使する旨の通知を受けたことにより Florida Canyon Mining, Inc.、Standard Gold Mining, Inc ならびに Jipangu Exploration Inc.の株式保有比率が10%に減少し、上記3社はジパングの連結子会社から除外されることとなりました。

この連結子会社からの除外により、ジパングは金鉱山事業から一時的な戦略的撤退を行うこととなりました。これらの理由によって主幹事証券会社から申請がなされ、平成27年11月9日付けでフェニックス銘柄としての指定が取り消される事態となっております。

このような厳しい財政状況にありながらも、同社はオーストラリア及び米国に生産拠点を持つ海外市場に上場する金鉱山会社の株式取得へ向け、候補先企業2社と意向表明書を取り交わすなどの取り組みを継続的かつ積極的に行っていることに加え、抜本的な費用構造の見直しに向けて人員の削減等を推し進めております。

ジパングは、平成24年3月期より平成26年3月期に掛け3期連続で経常利益及び最終利益を創出しており、新たな鉱山開発に係わる設備投資資金を獲得することが出来れば、健全に事業運営が出来る能力を備えているものと判断しております。また、債務超過の状態から速やかに脱することを目的として、ジパング主要株主でありますブルパレスコーポレーション株式会社との金融債権の放棄に係わる協議を進めるとともに、役職員の未払報酬金に係わる労働債権の放棄等の協議を推し進め、自らの経営責任を果たすことを同時に進める活動を進めており、これらを通じた金鉱山事業の再興と再生を、資本パートナーと協働することで実現する方針を定めておりました。

当社では、ジパングが日本唯一の金鉱山専門会社であることと、また同社代表並びに経営層が長年に亘り構築してきた鉱山業界内での知名度と人的チャネルの価値、鉱山事業を運営するノウハウなどを含めた知的価値等の無形資産価値を評価し、同時に金が持つ普遍的な経済価値、同社が進めている海外公開会社との取り組みを経て獲得し得る金の埋蔵価値に、金鉱山事業の将来へ向けた大きな成長性と可能性を見出し、同社の再興と再生を支援し、共に成長を遂げるべく資本引受を通じた関連会社化を進めるものです。

当社では、今回の取り組みを、現下のグループ内事業との相乗効果を期待するものではなく、新たな事業領域への進出として捉えており、今後、ジパングの事業資金及び運転資金の調達に関し、当社グループまたは当社が紹介する金主より、ジパングへの資本政策や貸付を行い、同社の再興と再生の資本と資金のパートナーとして、前述の海外市場に上場する金鉱山会社の株式取得に係わる事案等を支援すると共に、同社の株主価値の速やかな回復を目指した活動を共に推し進め、当社グループの企業価値の向上を目指すものであります。方法、時期については、現在協議中であります。

2. ジパングの概要

(1) 商号	株式会社ジパング			
(2) 所在地	東京都渋谷区広尾一丁目11番2号			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 松藤 民輔			
(4) 事業内容	金鉱山運用管理、金生産並びに探鉱			
(5) 資本金	2,332百万円（平成27年6月30日現在）			
(6) 設立年月日	平成7年7月12日			
(7) 大株主及び持株比率 （平成27年3月31日現在）	ブルパレスコーポレーション株式会社 20.34%			
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態				
決算期	平成25年 3月期	平成26年 3月期	平成27年 3月期	平成28年 3月期 (第1四半期)
純資産	2,960百万円	4,285百万円	3,404百万円	△1,317百万円
総資産	9,704百万円	12,466百万円	11,624百万円	7,770百万円

1株当り純資産	567円	821円	652円	△252円
売上高	5,854百万円	8,384百万円	5,617百万円	1,118百万円
営業利益	1,090百万円	1,961百万円	139百万円	△4,485百万円
経常利益	284百万円	941百万円	△420百万円	△4,671百万円
当期純利益	261百万円	538百万円	△1,370百万円	△4,674百万円
1株当り当期純利益	50円	103円	△262円	△896円
1株当り配当金	—円	—円	—円	—円

※ 平成28年3月期第2四半期報告書につきましては提出が遅延しており、当社は確認できておりません。

3. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0株 (議決権の数：0個) (議決権所有割合：0.0%)
(2) 取得株式数	1,647,950株 (議決権の数：1,647,950個) (議決権所有割合：24.0%)
(3) 取得価額	1,648千円
(4) 異動後の所有株式数	1,647,950株 (議決権の数：1,647,950個) (議決権所有割合：24.0%)

※ 発行価格の妥当性についてジパングが二重橋法律事務所に照会したところ、①ジパング株式は、現在、上場有価証券又は店頭有価証券として取引を行うことはできないため、市場株価方式によって貴社の株式価値を算出することは困難であること ②ジパングは、今後の事業の継続を前提としているものの、事業計画を有しておらず、また、過去の業績推移に鑑みると、業績は安定しているとはいえないため、収益の合理的な将来予測を行うことは不可能であり、収益還元（及び DCF）方式によって貴社の株式価値を算出することは困難であること ③ジパングは、これまで株主に対する配当を行った実績を有していないため、配当還元方式によって株式価値を算出することは困難であること ④類似会社の選定における恣意性の排除が困難であるため、類似会社比準方式によってジパングの株式価値を算出することは困難であること ⑤類似業種の選定における恣意性の排除が困難であるため、類似業種比準方式によってジパングの株式価値を算出することは困難であることに鑑みると、ジパングの現在の株式価値は1株あたり0円と認められ、本件第三者割当の払込価格（1株あたり1円）は、ジパングの現在の株式価値（1株あたり0円）を上回るものであるから、本件第三者割当は、会社法199条3項が定める有利発行に該当しないとの見解であったと、ジパングより説明を受けております

4. 日程

(1) 取締役会決議日	平成27年11月19日
(2) 株式引受契約締結日	平成27年11月19日
(3) 第三者割当増資払込日	平成27年12月5日（予定）

5. 今後の見通し

本件増資引受を遂行することにより、当社の業績に重大な影響を与えることが判明した場合、適宜お知らせいたします。

以上